

クルリン 子育てサポート いせはら

伊勢原市で楽しく子育て！



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

妊娠に
むけて

妊娠が
わかったら

お子さんが
生まれたら

子育てに悩み
があったら

お子さんを
預けるなら

小・中学生の
お子さんには

高校生以上の
お子さんには

ひとり親家庭
等の方には

障がいのある
お子さんには

医療機関

もくじ

まずは
チェック！

4 子育てカレンダー

5 妊娠前からサポートする伊勢原市の切れ目ない子育て支援

6 妊娠にむけて

性と女性の相談センター/不育症治療費助成

7 妊娠がわかったら

母子・父子健康手帳/妊産婦健康診査/出産・子育て応援事業/妊婦歯科検診/妊婦歯科・食事相談/助産制度/新生児聴覚検査/母親父親教室/はじめての孫育て教室/産前産後国保税の免除

13 お子さんが生まれたら

出生届/出産育児一時金/児童手当/小児医療費助成/未熟児養育医療の給付/こにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

17 子育てに悩みがあったら

育児に関する相談・教室/発達に関する相談・教室/生活に関する相談・サポート/その他の相談窓口/国や県の取組/子育て支援センター/つどいの広場/子育てひろば

31 お子さんを預けるなら

子ども・子育て支援新制度利用者支援事業/保育料・利用者負担額の軽減/実費徴収に伴う補足給付/私立幼稚園就園奨励費補助金/教育・保育施設等/保育所/認定こども園/小規模保育施設/幼稚園/病児・病後児保育/ファミリー・サポート・センター

39 小・中学生のお子さんには

要保護準要保護児童・生徒就学援助/健康診断(小・中学校の各学年)/就学相談/教育相談/通級指導教室(ことばの教室・まなびの教室)/子ども学習習慣づくり支援事業「わかばサポートクラブ」/学習サポート みらい・つなぐ/家庭教育講演会/放課後子ども教室/児童コミュニティクラブ

44 高校生以上のお子さんには

青少年相談・ヤングテレホン/高校出前講座/神奈川県央地域若者サポートステーション/伊勢原市ふるさとハローワーク

46 ひとり親家庭等の方には

母子父子福祉相談/養育費・親子交流（面会交流）について/就労相談/児童扶養手当/ひとり親家庭等医療費助成/自立支援教育訓練給付金/高等職業訓練促進給付金/ひとり親家庭等日常生活支援事業/やすらぎサービス/ひとり親家庭援護事業/ひとり親家庭等入学支度金/母子父子寡婦福祉資金/上・下水道の減免/通勤用JR定期券割引/伊勢原市ひとり親福祉協会(マーガレット)

52 障がいのあるお子さんには

障害者手帳/手当・助成/各種サービス

61 医療機関

おしえてクルリン 伊勢原市役所について



所在地 伊勢原市田中348番地
交通案内 小田急線「伊勢原駅」下車（北口）徒歩15分
窓口受付 平日 午前8時30分から午後5時まで
時間 第2・第4土曜日 午前8時30分から正午
※土曜開庁日は、戸籍住民課、保険年金課、子育て支援課、収納課
でのみお手続きができます。
電話番号 ☎0463-94-4711（代表）
休業日 第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、振替休日
12月29日から翌年1月3日まで



伊勢原市LINE公式アカウント

担当：広報戦略課
☎ 0463-94-4864

市のイベント情報、子育て情報など市から様々な情報を配信します。
また、リッチメニューから各種イベント、教室などの予約をご利用いただけます。

アカウント

・伊勢原市 ID：@isehara_city

友だち登録の方法

右のQRコードをスマートフォンで読み取る、もしくはIDを検索して
友だち登録をしてください。



子育てカレンダー

このカレンダーでは、母子保健法に基づく乳幼児健診等や予防接種法に基づく子どもの定期予防接種についてご案内します。

乳 児 期

	0~1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月
健診				4か月児健康診査			7か月児健康相談 (すこやか親子ブックスタート)		
予防接種									
訪問									

経過検診（とことこ健康相談）
問診や身体計測、専門医による診察、育児・食事の相談を受け付けます。(年6回)
対象：健診などにおいて経過観察が必要と認められる未就学児とその保護者

予防接種
ヒブ（インフルエンザ菌b型）【初回3回(27日～25日の間隔をあけて1歳になるまで3回)】
小児用肺炎球菌【初回3回(27日の間隔をあけて1歳になるまで3回)】
B型肝炎【3回 初回接種後27日以上間隔あけて2回目、初回接種後139日以上間隔をあけて3回目】
BCG【生後1歳までに1回】
四種混合【初回3回(20日～56日の間隔をあけて3回)】
日本脳炎第1期【初回2回(27日～25日間隔)】

訪問
こんにちは赤ちゃん訪問
訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）
妊産婦健康診査等で保健指導が必要と認められる方や、産婦・新生児、訪問指導を希望する方に対し、保健師や助産師等が訪問指導を行います

幼 児 期

児 童 期

	10か月	11か月	12か月	13～18か月	19～22か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
健診	お誕生日前健康診査			1歳6か月児健康診査		2歳児歯科健康診査	3歳児健康診査			
予防接種										
訪問										

経過検診（とことこ健康相談）

予防接種
ヒブ（インフルエンザ菌b型）【追加1回（初回の3回目終了後、7～13か月の間隔あけて1回）】
小児用肺炎球菌【追加1回（初回の3回目終了後、60日の間隔あけて1回）】
B型肝炎 麻しん風しん混合【第1期1回】 【第2期(1回)】
BCG 水ぼうそう
四種混合【追加1回（初回の3回目終了後、60日の間隔あけて1回）】
日本脳炎第1期【追加1回（第1期の2回目終了後、6か月以上の間隔をあけて1回）】

訪問
訪問指導（妊産婦・乳幼児とその保護者）



妊娠前からサポートする伊勢原市の切れ目のない子育て支援

	妊娠前	妊娠 出産	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1～ 小3	小4～ 小6	中学生	高校生	19歳	20～ 22歳	
相談		【子】妊産婦相談 【子】食事相談 【家】家庭児童相談、児童虐待相談 【家】発達相談 【子】育児・母乳・食事電話相談 【育】教育・保育施設等利用者支援事業 【福】福祉総合相談、配偶者等からの暴力による相談（DV相談）	【子】のびのび育児相談 【子】乳幼児健康相談（すくすく健康相談）											神奈川県中央地域若者サポートステーション 【商】伊勢原市ふるさとハローワーク 【家】高校 出前講座		
訪問		【子】妊産婦訪問	【子】訪問指導													
教室		【子】母親父親教室 【子】にこにこ 子育て練習講座 【子】親子・育児教室（すこやか） 【子】乳幼児健康教室、多胎育児支援事業 【社】幼児家庭教育学級														
健診等		【子】母子・父子健康手帳 【子】妊産婦健康診査（助成） 【子】妊産婦歯科検診（助成）	【子】健康診査 【子】経過健診（とことこ健康相談） 【健】予防接種							【子】就学時 健康診断 【学】小・中学校健康診断（各学年）						
育児支援			【育】保育所・認定こども園・小規模保育施設 【育】一時預かり事業 【育】病児・病後児保育 【育】地域育児センター 【子】子育て支援センター／つどいの広場／子育てひろば 【ファ】ファミリー・サポート・センター							【育】児童コミュニティクラブ 【青】放課後子ども教室						
手当・助成		【保】産前産後国保税免除 【子】出産・子育て応援金支給事業 【保】出産育児一時金	【子】小児医療費助成 【子】児童手当 【子】私立幼稚園就園奨励費補助金 【子】未熟児養育医療の給付													
ひとり親支援			【子】母子父子福祉相談 【子】児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成 【子】母子家庭等日常生活支援事業 【子】母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等） 【子】母子父子寡婦福祉資金 【子】ひとり親家庭等入学支度金（小学校）・ひとり親家庭等入学支度金（中学校）													
障がい児・者支援			【障】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 【障】伊勢原市福祉手当 【障】特別支援学校在学者福祉手当 【障】特別児童扶養手当、障害児福祉手当 【障】児童慢性特定疾患児日常生活用具給付 【障】自立支援医療（育成医療） 【障】心身障害者医療費助成 【障】障がい福祉サービス、地域生活支援事業 【障】相談障害児相談支援事務所、障害児通所支援制度 【障】レスパイトサービス													
教育										【教セ】教育相談（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む） 【教セ】就学相談 【学】要保護児童等保護児童・生徒就学援助 【教セ】通級指導教室（ことばの教室、まなびの教室） 【生】子ども学習習慣づくり支援事業 【社】家庭教育講演会（保護者対象）						



妊娠にむけて

不育症治療にかかる費用について助成を行っています。
神奈川県では、妊娠前から「妊娠・出産の正しい知識」の情報提供や、不妊症・不育症の相談に応じています。



性と女性の相談センター

担当：平塚保健福祉事務所秦野センター
☎ 0463-82-1428

丘の上のお医者さん

男女のカラダ、妊娠の仕組み、将来のライフプランについてなど、正しい知識をわかりやすく知ることができます。



不妊・不育専門相談センター

不妊症や不育症について知りたい方、不妊や不育の治療などをされてお悩みの方はご相談ください。



不育症治療費助成

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

不育症に悩む夫婦に対し、保険適用外の治療費の一部を助成します。

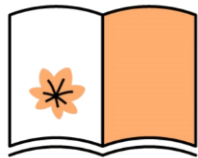
対 象

- ① 申請時現在、1年以上本市に住所を有していること
- ② 夫婦が法律上の婚姻関係にあること
- ③ 市税などを滞納していないこと
- ④ 国民健康保険や健康保険等の医療保険に加入していること
- ⑤ 夫婦の前年所得の合計が730万円未満であること

助 成 額

自己負担額の1/2の額（上限20万円）を助成します。
年1回、5年間申請できます。





妊娠がわかったら

妊娠がわかったら、母子父子健康手帳を受け取りましょう。

母子健康手帳は、妊婦の方の健康状態や妊娠中の経過、出産や赤ちゃんの発育の経過や健康診断の結果、受けた予防接種の情報などをまとめて記録する、子育てに欠かせない大切な手帳です。

母子父子健康手帳

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

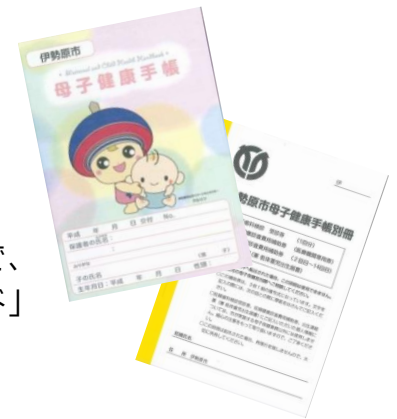
妊娠や出産、育児に役立てるとともに、予防接種や成長、発達記録を残すための母子健康手帳を交付します。また、父親の積極的な育児参加を促すために、「父子健康手帳」（第1子のみ）または「パパの育児参加」（第2子以降）もあわせて交付します。

対 象

妊娠の届出をした妊婦およびそのパートナー

利用方法

子育て支援課窓口で「妊娠届出書」を記入・提出してください。妊婦の方のマイナンバーの記載や本人確認が必要となりますので、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」と「本人確認書類（運転免許証等）」をご持参ください。



妊産婦健康診査（助成）

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、費用補助として、14回の妊婦健康診査補助券と産婦健康診査補助券を交付しています。

助 成 回 数	妊婦健康診査費用総額から差し引く金額
初回	13,000円
2回目～14回目	5,000円
産婦健康診査	5,000円

利用方法

母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査補助券（母子健康手帳別冊）を交付しますので、妊産婦健康診査受診時に母子健康手帳と一緒に医療機関等に直接、提出してください。一部の医療機関等では補助券が利用できない場合があります。その場合は、償還払いの申請手続きができます。償還払いの手続きに必要な書類については、「出生に伴う手続きフローチャート」の7番（P14）をご覧ください。担当までお問い合わせください。



全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう支援するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。

妊娠がわかったら

切れ目のない子育て支援（伴走型相談支援）

出産前

妊娠期

出産

産後

子育て期

産前・産後サポート（すくすく健康相談、訪問など）

発育・発達相談

未熟児
療育医療

産後ケア

離乳食教室

子育て講座

育児教室・親子教室

不育症治療費助成

妊娠届出時面談

妊婦健診助成

妊婦歯科検診助成

母親・父親教室

祖母・祖父教室

妊娠8か月
アンケート／面談

産後健診助成

赤ちゃん訪問

乳幼児健診

4か月

7か月健康相談

誕生日前

1歳6か月児

2歳児歯科

3歳児

健康相談

5歳児
すこやか

凡例

教室

相談支援

経済的支援

① 妊娠届出時

出産までの見通しを立て、支援サービスを紹介します。



② 妊娠8か月

アンケートを送付します。
希望者には面談も実施します。



③ こんにちは赤ちゃん訪問

助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育・発達を確認と子育てに関する相談や支援サービスについて紹介を行います。



妊娠時と出産後のサポートを強化

① 出産応援金

妊婦1人あたり5万円

妊娠届出時の面談を行った方が対象
※申請書等は面談時にお渡しします

② 子育て応援金

児童1人あたり5万円

こんにちは赤ちゃん訪問を終えた方が対象
※申請書等は訪問時にお渡しします

妊婦歯科検診（助成）

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

妊婦の口腔内の健康を保ち、早産予防等による胎児・乳児の健全な発育のため、医療機関で歯科検診を受診した際の費用を助成します。

自己負担

500円（妊娠期1回限り。生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯の方は、申請により自己負担額が免除されますので、担当へご連絡ください。）

利用方法

母子健康手帳交付時に1回分の受診券（母子健康手帳別冊）をお渡ししますので、歯科検診受診時に母子健康手帳と一緒に対象の医療機関等に直接、提出してください。

妊婦歯科・食事相談

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

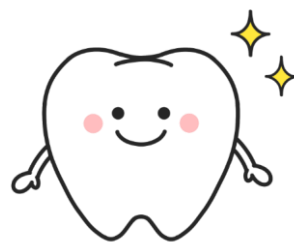
歯科衛生士や栄養士に妊娠中の歯のケアや食事の相談ができます。

対 象

妊娠5か月以降の妊婦

利用方法

中央公民館で実施します。
「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）よりお申し込みのうえ、実施日に直接会場へお越し下さい。
（幼児のきょうだいがいる場合は事前にご相談ください。）



助産制度

担当：子ども家庭相談課
☎ 0463-92-1095

出産に当たって、保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成します（制度の利用には事前相談が必要です）。

おしえてクルリン 電子母子手帳「母子モ」

予防接種モ！ 成長記録モ！ 街の育児情報モ！
妊娠から出産、育児までをフルサポート。地域とつながる
安心の子育て応援アプリです。ぜひ、ご登録ください。





妊娠届出時に、新生児聴覚検査費用補助券（母子健康手帳別冊）を母子健康手帳と一緒に交付します。

生まれつき聞こえに問題をもつ赤ちゃんは1000人に1～2人と言われています。早期に発見し、適切な治療・援助をしてあげることが、ことばの発達の上でも大切です。赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。

対 象

検査日に伊勢原市に住民票がある生後3か月未満のお子さん

対象検査

AABR、ABR、OAE いずれの検査のうち初回検査1回のみ

助成金額

検査の種類にかかわらず3,000円

注意事項

一部の医療機関等では補助券が利用できない場合があります。その場合は、償還払いの申請手続きができます。償還払いの手続きに必要な書類については、「出生に伴う手続きフローチャート」の7番（P14）をご覧ください。担当までお問い合わせください。





妊娠や分娩、産じょく、育児、栄養に関する知識を習得していただくとともに、仲間づくりの場を提供します（材料費等の実費負担があります）。

対 象

初妊婦とそのパートナー（定員おおむね15組程度）

利用方法

日程や会場については、妊娠届出時にチラシをお渡ししています。

「広報いせはら」や市のホームページ等でもお知らせします。

伊勢原市LINE公式アカウント（P3）よりお申し込みください。

母親父親教室（妊娠期）

内 容

- 助産師の話
- マタニティ体操
- プレママ交流会
- 抱っこ体験
- お母さんと赤ちゃんの栄養の話
- 食事づくり実演
- 離乳食作りの実演

母親父親教室（産後）

内 容

- 妊婦体験
- 赤ちゃんとの生活
- 乳幼児揺さぶられ症候群
- お風呂の入れ方





はじめての孫育て教室

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

これからおばあちゃん、おじいちゃんになる皆さんへ
新米ママやパパの応援団になっていただくために、子育ての今と昔の違いや、知っておくとよい情報などをお伝えします。

対象者

妊婦または祖父母になられる人が伊勢原市在住で、これからお孫さんを迎える人
(定員おおむね20人程度)

参加方法

日程や会場については、妊娠届出時にチラシをお渡ししています。
「広報いせはら」や市のホームページ等でもお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）よりお申し込みください。

内容

- ・子育ての今昔
- ・乳幼児揺さぶられ症候群について
- ・おむつ交換方法
- ・沐浴方法の実演 など



妊娠がわかったら



産前産後期間の国民健康保険税の免除

担当：保険年金課

☎ 0463-94-4728

国民健康保険に加入されている方の産前産後期間の国民健康保険税を免除します（社会保険等に加入している方は、加入している被用者保険へ直接、お問い合わせください）。
届け出は出産予定日の6か月前から行えます。出産後の届け出も可能です。

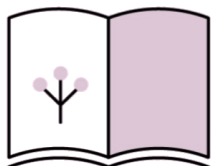
対 象

国民健康保険加入者で令和5年11月1日以降に出産予定の方または出産した方

減額対象

対象者の国民健康保険税のうち、出産予定月または出産月の前月から4か月間相当分の
所得税額と均等割額（多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3カ月前から6か月
間相当分）

※令和6年1月より前の期間については、減額の対象になりません。令和6年1月31日ま
でに出産した方は、令和6年1月相当分以降の国民健康保険税のみが減額されます。



お子さんが生まれたら

お子さんが生まれたら、まずは出生届を提出してください。

赤ちゃんの誕生おめでとうございます。

出生届は、法律によって届出が定められています。出生届出後さまざまな行政の制度を利用できるようになります。



出生届

担当：戸籍住民課
☎ 0463-94-4713

出生届は、お子さんが生まれた日を含めて、14日以内（届出期間満了日が土日祝日の場合は、その翌日まで）に届出をしてください。

届出場所は、子の本籍地か届出人の所在地または赤ちゃんの出生地のいずれかの市区町村役場です。必要書類等は、出産に伴う手続きフローチャート（P14）をご覧ください。



出産育児一時金

担当：保険年金課
☎ 0463-94-4728

国民健康保険に加入されている方が出産したとき、出産育児一時金が支給されます（社会保険等に加入している方は、加入している被用者保険へ直接、お問い合わせください）。

対 象

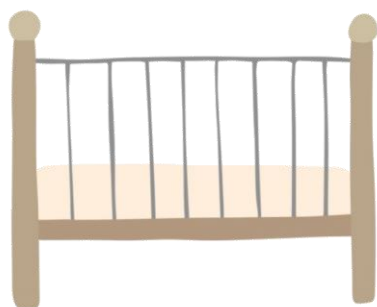
国民健康保険加入者で出産した方

※直接支払制度（国民健康保険から分娩機関に出産育児一時金を支給する方法）を利用されなかった方、分娩費用が出産一時金を下回った方は手続きが必要です。

支 給 額

出産児1人につき、50万円

※令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円



出生に伴う手続きフローチャート

マイナンバーの記載や本人確認が必要となる手続きがありますので、お子さんのご両親の「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」と手続きされる方の「本人確認書類（運転免許証等）」をお持ちください。

※代理人（本人・本人と同一世帯の方以外）が手続きをされる場合は、「委任状」と代理人の本人確認書類もあわせて必要です。

手続きの順序

お子さんの出生から14日以内に

1 出生届の提出

2 健康保険加入、母親の国保税免除※の届出

※出産前に届出されなかった方は、手続きが必要です。

社会保険等に
加入されている方
勤務先で手続きを

市の国民健康保険に
加入されている方
市役所で手続きを

3 出産育児一時金の請求

直接支払制度を利用されなかった方、分娩費用が出産育児一時金(50万円※)を下回った方は、手続きが必要です。
※令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円

社会保険等
に加入して
いる方が
出産した
場合
勤務先
で手続
きを

国民健康保険
に加入して
いる方が
出産した
場合
市役所
で手続
きを

4 小児医療費助成の申請

0歳児から中学校修了までの児童の
通院・入院費用を助成します

5 児童手当の申請

公務員の方は勤務先で手続きを

6 健康診査・予防接種のご案内

出生連絡票を忘れずに

7 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査 助成金の申請

妊産婦健康診査補助券が使えず、
全額自己負担された方が対象です
※産後1年以内に申請してください

手続きに必要な書類

14日以内に書類が用意できない場合は、
担当へご相談ください。

- 1
- 出生届
(出産された医療機関等で取得できます)
 - 母子健康手帳
- 担当：戸籍住民課

- 2
- 出産予定日または出産日がわかるもの
(母子健康手帳など)
 - 母親の健康保険証
- ※健康保険加入の届出のみの場合は不要です。
- 担当：保険年金課

- 3
- 世帯主の認印
 - 出産費用の領収・明細書
 - 世帯主または出産者名義の預金口座がわかるもの
 - 健康保険証
 - 分娩機関で発行する直接支払制度の利用に関する同意書（原本）
- 担当：保険年金課

- 4
- お子さんの健康保険証（後日提出で可）
- ※その他、住民票の状況によって書類が必要となる場合があります。
- 担当：子育て支援課

- 5
- 生計の中心となる方の預金口座がわかるもの（第1子の場合）
 - 生計の中心となる方の健康保険証（第2子以降の場合）
- ※その他、住民票の状況によって書類が必要となる場合があります。
- 担当：子育て支援課

- 6
- 出生連絡票（母子健康手帳別冊の巻末にありますので、事前に記入して提出してください）
- 担当：子育て支援課

- 7
- 母子健康手帳
 - 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費用補助券
 - 領収書妊産婦健康診査・新生児聴覚検査の領収書
 - 父母どちらかの預金口座がわかるもの
- 担当：子育て支援課

お子さんが生まれたら



児童手当・特例給付

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4633

中学校修了までの児童を養育する方に児童手当等を支給します。

対 象

本市に住民登録があり、中学校修了までの児童を養育している父母等で、原則、生計中心者（所得の高い方）が受給者となります。

支 給 額

児童の年齢	児童 1 人当たり月額	
	児童手当	特例給付
3 歳未満	一律 15,000 円	一律 5,000 円
3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降)	10,000 円 (15,000 円)	
中学生	一律 10,000 円	

(所得の制限があります)



小児医療費助成

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4633

中学校修了までの児童の通院・入院に係る費用（保険診療分の自己負担額）を助成します。

対 象

本市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から中学校3年生のお子さまで。ただし、次の制度を受給している人は、対象外となります。

- ① 生活保護の医療扶助を受けている人
- ② 里親に委託されている人
- ③ 伊勢原市発行の「**障**医療証」「**親**医療証」により医療費の助成を受けている人

利用方法

対象となる方に医療証を発行しますので、健康保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。なお、医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
医療証発行前に医療機関等を受診 (有効期間内の受診に限ります)	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに子育て支援課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 ※申請期限は、受診日の翌年同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	



未熟児養育医療の給付

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

出生時の体重が2,000 g 以下または身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、必要な入院医療にかかる費用の全部または一部を給付します。

対 象

出生時の体重が2,000 g 以下または身体の発育が未熟なまま出生した乳児

支 給 額

入院医療費（診察、薬剤、治療材料、医学的処置、手術、その他の治療等）の自己負担分および入院時食事療養費標準負担額を助成します。



こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

助産師、保健師によるこんにちは赤ちゃん訪問を実施しています。
体重測定や育児相談を行い、4か月児健康診査票や地域の子育て情報をお届けします。



お子さんが生まれたら

おしえてクルリン

がいこくじんじゅうみん かた

外国人住民の方へ/For Foreign Residents

がいこくじんじゅうみん

こそだ しえん

外国人住民のための子育て支援サイト/Parenting in Japan

がいこくじんじゅうみん

にほん

こそだ

● 「外国人住民のための日本の子育て」が7つの

げんご

こうかい

言語で公開されています。

たげんご

多言語ナビかながわ/Multilingual Navigation Service

げんご

やさ

にほんご

にちじょうせいかつ

ひつよう

じょうほう

● 5つの言語と優しい日本語で、日常生活に必要な情報

いりようふくし

こそだ

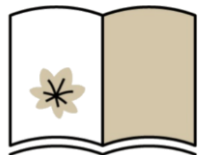
せいかつしゅうかん

と あ

（医療福祉、子育てなど）や生活習慣について問い合わせ

ができます。





子育てに悩みがあったら

安心して子育てができるように、サポート体制を充実させています。

お子さんのことを一番大切に考えている保護者の皆さんも、時には気持ちが落ち込んだり、悩みを誰かに聞いてほしいと思うことがあったりしたら、お気軽に市の相談員にご相談ください。

育児に関する相談・教室

育児・母乳・食事電話相談

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

保健師や助産師、栄養士が健康や育児、食事（母乳や離乳食、幼児食等）に関する電話相談を受け付けています。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、担当へご連絡ください。

のびのび育児相談

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

心理相談員が、幼児の心理面の発達等に心配のある保護者からの相談をお受けします。

対 象

幼児の心理面の発達等に心配のある保護者

内 容

発達に関する相談（年12回）

実施場所

伊勢原シティプラザ

利用方法

担当に相談のうえ、事前に予約が必要です。





乳幼児の健全な成長や発達を促すため、身長・体重計測、健康相談などを行います。

対 象

小学校就学前までの乳幼児とその保護者

内 容

身体計測、健康相談等（実施場所により内容が異なります。）

実施場所

実 施 場 所	所 在 地
中央公民館	東大竹1-21-1
成瀬コミュニティセンター	東成瀬26-1
伊勢原南公民館	東大竹854
比々多保育園	坪ノ内80-1
成瀬公民館	高森1840-2
大田公民館	下谷1474-1
高部屋公民館	西富岡1143-1

利用方法

「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
伊勢原市LINE公式アカウント（P3）よりお申し込みください。





助産師、保健師、栄養士等の専門職の他、民生・児童委員、子育てアドバイザーや子育てサポーターが地域で活動していますので、お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員

赤ちゃんからお年寄りまで生活上の不安や心配事等、気軽に相談できます。関係機関につないでくれるパイプ役にもなってくれます。

子育てサポーター (市の養成講座修了認定者)

地域で子育てをする親子の強い味方です。「つどいの広場」の運営や、子育てひろばや離乳食教室などのお手伝いをしています。

子育てアドバイザー

保育士資格や幼稚園教諭免許等を持つスタッフが、妊娠期から子育て中の方の心の声に耳を傾けます。

助産師、保健師、栄養士等

妊娠期からお子さんやご家族の健康をはじめ、子育てに関わることについて一緒に考えていきます。

子育てに悩みがあったら



訪問指導（妊産婦・乳幼児）

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

保健師が保健指導が必要と認められる場合や心配事がある家庭に対して訪問をします。



すこやか親子育児支援事業（親子教室・育児教室）

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

集団での遊びを通して、子どもの発達を見守りながら、保護者の育児不安の軽減を図り、育児全般についてアドバイスします。

利用方法

事前にご相談いただいた方に、担当から日程や実施場所についてご連絡します。

乳児の健やかな育ちを支援するため、離乳食の基本を学んでいただく教室です。
(実演・試食あり)

対 象

生後4か月から6か月のお子さんの保護者

実施場所

市役所分室1階子育て支援センター〔田中323〕
(毎月実施)

利用方法

「広報いせはら」や市のホームページ等で日程をお知らせします。
担当に電話予約のうえ、直接、会場へお越しください。



にこにこ♪子育て講座

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4637

「しつけとは、子どもに理解しやすい言葉で、家庭・社会のルールを伝えること」という考え方を基本に、しつけの方法を学び、楽しみながら、子育てができることを目指す講座です。託児があります(先着順)

利用方法

担当に電話予約をいただいてから、託児資料等を含めた案内を送付します。

子育てに悩みがあったら

ケルリンおすすめレシピ① みかんのつぶ入りクリームチーズ

【材料】

- クリームチーズ……………100g
- はちみつ……………25g (1歳を過ぎてから使用)
- プレーンヨーグルト…25g
- みかん缶詰……………1/2缶

【作り方】

- ① クリームチーズを室温にもどしやわらかくしておく。みかんの汁は良く切っておく。
- ② 厚手のビニール袋にクリームチーズ・みかん・はちみつ・プレーンヨーグルトを入れ、チーズやみかんの粒が小さくなるまでモミモミする。
- ③ 器に入れ冷蔵庫で冷やし、食べる時にヨーグルトやみかん、クラッカーをそえる。

【注意】 はちみつを含む食品は、1歳未満の乳児には与えないでください。





多胎児育児支援事業

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4637

多胎児（双子など）の保護者の交流を目的とし、子育て支援センターのフリースペースに集まる機会を提供します。

対 象

多胎児の保護者

利用方法

市のホームページや子育て支援センターのパンフレット等で日程をお知らせしますので、実施日に直接、会場へお越しください。



幼児家庭教育学級

担当：社会教育課

☎ 0463-93-7500

親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、子どもが保育を通じて同年代の子どもたちと関わる機会を提供します。

対 象

おおむね7か月から未就学児までの子どもとその保護者

利用方法

「広報いせはら」や「公民館だより」で日程をお知らせしますので、講座を実施する公民館へ電話または直接、お申し込みください。

公 民 館 名 称	所 在 地	電 話 番 号
中央公民館	東大竹1-21-1	93-7500
大山公民館	大山303-1	93-5708
高部屋公民館	西富岡1143-1	94-3857
比々多公民館	坪ノ内307	92-6961
成瀬公民館	高森1840-2	95-1096
大田公民館	下谷1474-1	95-4375
伊勢原南公民館	東大竹854	92-1210

発達に関する相談・教室

発達相談

担当：子ども家庭相談課
☎ 0463-94-4642

専門相談員が発達検査をととして、心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する相談を受けています。また、必要に応じて療育機関をご案内します。

対 象

心身の発達に遅れや心配のある未就学児とその保護者

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに担当へご連絡ください。

発達相談フォロー教室（ぽっぽ・パンダ）

担当：子ども家庭相談課
☎ 0463-94-4642

小集団において「子どもの発達」について理解を深め、発達を促す遊びの場を提供します。

対 象

市の「発達相談」を受けた親子

利用方法

「発達相談」後に直接、担当へお申し込みください。

おしえてクルリン かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」

「パパノミカタ」とは、子育てに関する知識やコミュニケーションのヒントなど、パパになる方の「ミカタ」となる情報を集めた、かながわ版の父子手帳です。

パソコンやスマートフォンなどでいつでも、どこでもごらんいただけますので、ぜひ活用ください。



生活に関する相談・サポート

市営住宅

担当：建築住宅課
☎ 0463-94-4782

多子世帯やひとり親家庭等の方は、一般の申込者よりも抽選時に優遇が受けられます。また、市営住宅は、空き住戸の発生に応じて、定期的に募集します。募集の詳細については、市の広報またはホームページで確認するか、担当までお問い合わせください。

住居確保給付金

担当：生活福祉課
☎ 0463-94-4726

離職等により住居を失った、または失うおそれがあり、家賃の支払いが困難な場合は、家賃費用を短期で給付します。
住居確保給付金には、毎週、ハローワークで求職活動を行う等支給要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

母子生活支援施設

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4633

DV被害や生活困窮等さまざまな事情で生活や子どもの養育が困難な世帯を保護するとともに、安心して生活できる住環境を提供し、生活・就労の支援や施設内保育の実施等を通じて多方面から母子の自立を促進します。

支援内容

居室の提供、母子指導員等による生活指導を行っています。
退所した母子についても相談その他の援助を行います。

費用負担

入居者の市町村民税の課税状況に基づき、負担額が決められます。



生活福祉資金

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

所得の少ない世帯や障がい者世帯等が貸付相談できます。
※生活福祉資金（教育支援資金）の利用にあたっては、同制度より優先する制度（母子父子寡婦福祉資金や日本学生支援機構奨学金等）の利用が必要になります。

生活保護に至る前の段階の自立支援を行うため、就労支援、相談支援、生活福祉資金の借入支援（社会福祉協議会への案内）など、生活困窮者に対して支援を行います。

 生活保護担当：生活福祉課
☎ 0463-94-4726

病気や退職、事故などで世帯の収入が減ったり、医療費がかかったりして生活が困窮した際に、その世帯の生活を支援するとともに自立を助長する制度です。

 いせはら みらい・クルリン こども食堂担当：NPO法人 地域福祉を考える会
☎ 0463-95-6665

子どもも大人も、一人でも家族でも、誰もが参加でき、みんなで楽しくご飯を食べるコミュニティであり、認定NPO法人「地域福祉を考える会」が主催しています。こども食堂は、原則、月2～3回実施されています。

子育てに悩みがあったら



その他の相談窓口

福祉総合相談

担当：福祉総務課
☎ 0463-94-4719

保健・福祉全般に関する総合相談窓口です。担当部署や保健福祉事務所等の関係機関と協力し、相談者の抱える課題の解決を図ります。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに担当へご連絡ください。

家庭児童相談

担当：子ども家庭相談課
☎ 0463-94-46422

家庭や児童の福祉に関するさまざまな相談に応じます。

対 象

18歳未満の児童のいる家庭

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに担当へご連絡ください。

子育てに悩みがあったら





子ども・若者相談

担当：青少年課
☎ 0463-94-4647

子ども・若者（29歳まで）を対象とした相談、非行・被害防止活動などを実施します。

利用方法

44ページをご覧ください。



配偶者からの暴力による相談（DV相談）

担当：福祉総務課
☎ 0463-94-4719

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、配偶者や親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力などの相談をお受けします。また、状況により被害者の保護・自立支援など、県や警察、民間団体と連携して被害者の人権を擁護します。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時（正午から午後1時まで除く）までに担当へご連絡ください。

相談ダイヤル（直通）
☎ 0463-91-9237

子育てに悩みがあったら

おしえてクルリン オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて



子育ては楽しいことばかりではありません。

子どもへの言葉や体への暴力、夫婦間の問題（DV）などから、知らず知らず虐待に繋がり、子どもの成長や心に影響を及ぼすことがあると言われています。

「困ったな。」「どうしよう。」と言うときは、抱え込まずにご相談下さい。

市では11月にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを行っています。

これは児童虐待防止について広く市民に声かけていますが、虐待の相談だけでなく、子どもが健やかに育つことを願って行っています。

子どもを巡るさまざまな家庭の悩み等で子どもを虐待をした、または虐待をするおそれがある場合、または児童虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合の通告・相談を受け付けています。

対 象

- ① 子ども本人、家族を虐待をした、または虐待をするおそれがある保護者
- ② 児童虐待を受けているのではないかと心配される子どもを発見した人や機関（地域住民、学校、保育所、幼稚園、医療機関等）

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに担当へご連絡ください。

その他の通告・相談窓口

名 称	電話番号	相談時間など
児童相談所 全国共通ダイヤル	189 (いち・はや・く)	地域の児童相談所に電話が繋がります。 (365日 24時間)
神奈川県平塚児童相談所	0463-73-6888	平日午前8時30分～午後5時
子ども・家庭110番	0466-84-7000	毎日午前9時～午後8時
虐待相談 かながわ (認定NPO法人チャイルド ファーストジャパン)	0463-90-2260	専門相談員が、子育ての不安や悩みなど を含め虐待に関する相談を受けます。 毎週月・水曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時
子どもの人権110番	全国共通フリーダイヤル 0120-007-110	平日午前8時30分～午後5時15分

一刻を争う場合は、警察へ110番通報をしましょう。

おしえてクルリン 虐待が疑われるときは、通告を。

通告児に対象となる子どもの住所や氏名、虐待の内容など、わかっている範囲での情報提供をお願いします。調査の結果、虐待でなかったとしても、通告者に責任はありません。また、通告を受けた場合は、虐待を決めつけずに慎重に調査を行い、通告者の身元等を虐待者に知らせることはありません。匿名通告でも受理します。

手遅れになる前に、ためらわず通告することが虐待の防止には大切です。



国や県の取り組み

かながわ子育て応援団

担当：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
次世代育成課企画グループ
☎ 045-210-4690

神奈川県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年10月施行）の規定に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、その仕組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備の促進を図っています。平成29年7月末現在、県内では519の事業者がこの認証を受けています。



子供の未来応援プロジェクト

担当：こども家庭庁支援局家庭福祉課
☎ 03-6771-8030



子供の未来は日本の未来

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が示されました。

この大綱に基づき発足した「子供の未来応援プロジェクト」とは、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す、官公民連携によるプロジェクトです。「子供の未来応援国民運動」ポータルサイトでは、幅広い支援情報を検索できたり、国民運動の中核事業として、貧困の状況にある子どもたちの支援を行っているNPO等に対して、企業や個人から寄付金等を募り、基金による支援を呼びかけたりしています。

カナ・カモミール

担当：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
子ども家庭課家庭福祉グループ
☎ 045-210-4671

主に県内のひとり親家庭を対象として、行政やNPO等の支援情報を提供している、神奈川県が運営するポータルサイトです。

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行っています。行政の支援情報をはじめ、無料または低額の学習塾や子ども食堂といった子どもを応援する取組を行うNPOや企業等の情報、イベントや各種情報、県からのお知らせ等を掲載しています。

子育て支援センター・つどいの広場・子育てひろば

担当：子育て支援課 ☎ 0463-74-5558

お子さんと一緒に遊びながら、息抜きや情報交換の場として気軽に立ち寄れる支援拠点です。子育てアドバイザーや子育てサポーターが、子育ての悩みや育児に関する相談をお受けしたり、情報提供をしたりしています。地域に出向いた支援拠点としては、「つどいの広場」や「子育てひろば」もあります。

対 象

乳幼児およびその保護者

利用方法

時間内の出入りは自由です。予約が必要なイベントもありますので、ホームページで確認してください。



子育て支援センター（フリースペース）

「引っ越してきたばかりで伊勢原のことがよくわからない、子育ての情報を知りたい」

「雨の日でも子どもが遊べるところはある？」

「初めての子育て、これでいいのかな・・・」

などなど、毎日の育児の中で、ちょっとした不安や相談事をお母さん同士で話したり、子育てアドバイザーに相談したり、時には子ども連れでいかれるレストランやカフェの情報交換をしたり・・・

子育て支援センターはお子さんを遊ばせながら、お母さんやお父さんがホッと一息つくところ。

楽しいイベントも開催していますので、相談がなくてもお子さんと一緒に気軽に遊びに来てくださいね。

場 所

市役所分室 1 階子育て支援センター [田中323]

開催日時

月～金曜日：午前 10 時～正午 午後 1 時～4 時
(祝日、年末年始はお休みです。)



電話相談も受け付けています。☎0463-95-8181 (直通)



つどいの広場（なるせ・ひびた・いせはら）

絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべうたなどで遊んだり、誕生日会やぴよぴよタイム（0歳児対象）等のイベントを行っています。

つどいの広場（なるせ）

場 所

旧石田西集会所
[石田878-4]

開所日時

月・水・金曜日（祝日休み）
通年：午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

つどいの広場（ひびた）

場 所

比々多保育園ふれあいルーム
[坪ノ内80-1]

開所日時

火・木・金曜日（祝日休み）
通年：午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

つどいの広場（いせはら）

場 所

大原こども園子育て支援室
[桜台1-36-5]

開所日時

火・水・金曜日（祝日休み）
通年：午前10時～午後3時

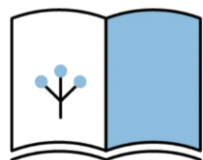


子育てに悩みがあったら

子育てひろば

「子育てひろば」は、各地の公民館等に子育てアドバイザーがおもちゃを持って巡回し、みなさんをお待ちしています。ご近所の方との交流や情報交換等の場にご利用ください。

実施場所（実施曜日）	所在地	実施時間
板戸児童館 （第1水曜日・第3金曜日）	板戸831-9	午前10時～正午
伊勢原南公民館 （第1金曜日・第3水曜日）	東大竹854	
大田公民館 （第1・第3木曜日）	下谷1474-1	
成瀬公民館 （第2・第4木曜日）	高森1840-2	
高部屋公民館 （第1・第3火曜日）	西富岡1143-1	
中央公民館 （第2・第4水曜日）	東大竹1-21-1	



お子さんを預けるなら

保護者の就労と育児の両立を支援する事業があります。

お子さんを預ける教育・保育施設等は、施設によって手続き先が異なりますので、ご注意ください。また、掲載内容は変更になる可能性がありますので、利用する前に各施設にお問い合わせください。



子ども・子育て支援新制度利用者支援事業

担当：子ども育成課

☎ 0463-94-4641

教育・保育施設や、各種子育て支援事業・制度の利用に関する相談をお受けします。

対 象

乳幼児や妊産婦がいる家庭

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに担当へご連絡ください。



保育料・利用者負担額の軽減

担当：子ども育成課

☎ 0463-94-4641

子ども・子育て支援新制度に移行している保育所、認定こども園、小規模保育施設等に入所している児童の保育料・利用者負担額については、兄弟姉妹の有無や、課税状況に応じて、負担軽減の対象となる場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。



実費徴収に伴う補足給付

担当：子ども育成課

☎ 0463-94-4638

低所得者世帯等が、給付対象となる教育・保育施設を利用する場合に、利用者負担額とは別に徴収される給食費（副食費）、教材費、行事費等の実費徴収額の一部を補助します。給食費（副食費）については、兄弟姉妹の有無に応じて、補助の対象となる場合があります。

詳しくは、担当までお問合せください。

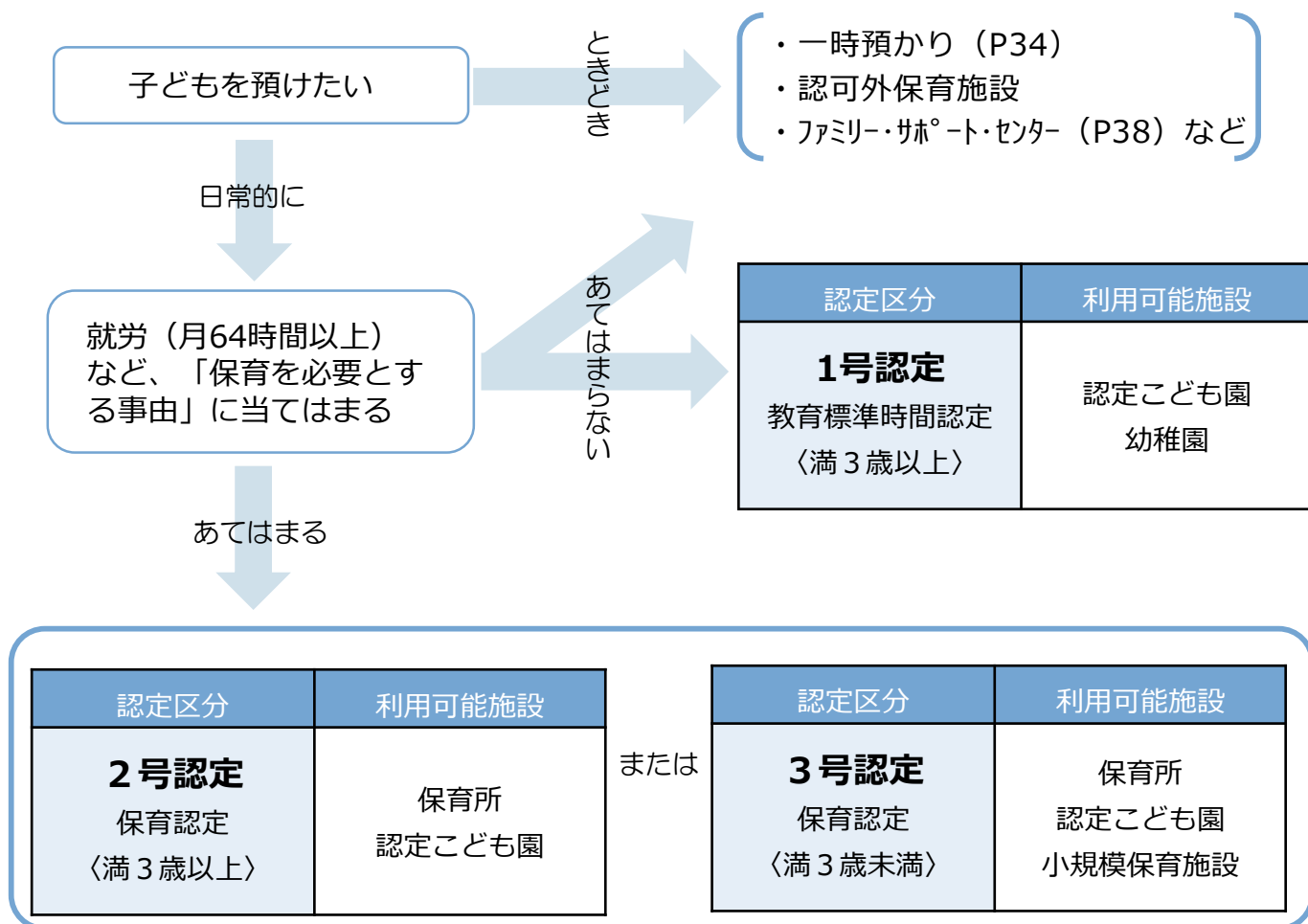




保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園など、小学校就学前の子どもに教育や保育を実施する施設や事業です。

利用方法

利用する施設やその内容により手続きが異なります。一部の幼稚園を除き、施設を利用するためには「教育・保育の必要性の認定」（1～3号認定）のいずれかを受けることが必要です。



お子さんを預けるなら

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「**保育標準時間認定**」と「**保育短時間認定**」に区分されます。

保育標準時間認定

月120時間以上勤務する方などが、利用できる区分です。1日の利用可能時間は、最大で11時間までです。

保育短時間認定

月64時間以上勤務する方などが、利用できる区分です。1日の利用可能時間は、最大で8時間までです。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

働いているお母さんのための保育所等入所申請フローチャート

5月から1月入所の流れです。2月から4月の入所は申込期限が異なりますので、ご注意ください。

妊 娠

母子健康手帳を受け取りましょう。

詳しい手続き内容は、「妊娠がわかったら」(P7～12)をご覧ください。

産前休暇

出産予定日の6週間前から、多胎妊娠の場合は14週間前から取得できます。

出 産

出生届等の手続きを忘れずに行いましょう。

詳しい手続き内容は、「お子さんが生まれたら」(P13～16)をご覧ください。

産後休暇

出産翌日から8週間取得できます。

育児休業

育児休業の取得については、まずはお勤め先に相談しましょう。

職場復帰 1～3か月前

この期間に、次の項目を確認しましょう。

- 市役所に保育所等入所の相談（入所に必要な書類の収集）
- 保育所等の見学
- 就労証明書取得の準備

（育休復帰後の勤務予定をお勤め先から証明してもらってください。また、あわせて、保育所等に入所できなかった場合、育児休業の延長等が可能かどうか確認しておきましょう。）

入所申込

入所希望月の前の月の5日までに必要書類の提出が必要です。
※ 2月から4月入所の申込期限は担当までお問合せください。

入所決定

入所希望月の前の月の20日以降

入所できなかった場合

- 育児休暇の延長等
- 認可外保育施設の利用

入所 ならし保育 職場復帰

ならし保育とは

お子さんがこれから1日の大半を過ごす保育園に、1日目1時間、2日目2時間のように、段階を踏んで少しずつ慣れていくための期間です。ならし保育の期間は最大で2週間程度ですが、施設やお子さんの状況によって変わります。入所と職場復帰の時期等について、お勤め先と相談しましょう。

お子さんを預けるなら



保育所

対象年齢 0～5歳

担当：子ども育成課

☎ 0463-94-4641

児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気等の理由で、家庭で十分な保育ができない場合、保護者にかわって乳児・幼児を保育する施設です。

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	自主事業	
					一時預かり	発達サポート
公立	大山保育園	大山203	95-2078	5か月		○
	高部屋愛育保育園	西富岡1096	95-1086	5か月	○	○
公私	比々多保育園	坪ノ内80-1	93-1390	5か月	○	
私立	伊勢原愛児園	沼目2-6-3	95-1235	5か月		
	伊勢原愛児園 分園わかば	沼目1-98-1	51-6982		○	
	ベルガーデン保育園	東大竹2-2-1	93-3033	8週 経過後	○	
	分園 はなベル	伊勢原2-5-39	94-4187			
	林台保育園	栗窪210-1	93-1007	5か月	○	
	大原第二保育園	桜台1-16-15	80-6210	8週 経過後		
	伊勢原ふたば保育園	高森1391-3	92-6226	5か月	○	
	リスブラン保育園	池端536	91-0050	8週 経過後	○	
	伊勢原こばと保育所	池端502	93-4414	8週 経過後	○	
	なるせ保育園	下糟屋3031-3	74-5337	5か月		



一時預かり

保育所などを利用していないご家庭の一時的かつ低頻度な保育の利用を支援することを目的としているサービスです。申込方法や利用料は、各施設およびサービス内容等により異なります。詳しい内容や申込み方法などは、各施設にお問合せください。



発達サポート

発達に遅れや心配のある小学校就学前の児童が公立保育所で集団生活を経験することで、児童の段階的な発達を支援します。

お子さんを預けるなら



小学校就学前の子どもに幼児教育（幼稚園の機能）と保育（保育所の機能）の両方を提供することができる施設です。利用できる年齢は園によって異なります。

※ 幼稚園（1号認定）としての利用申込は、直接、各施設へ

施 設 名		所 在 地	電話番号	受入年齢	自主事業
幼保連携型	東海大学附属 本田記念幼稚園	下糟屋111	94-5900	2歳	・子育て相談 ・園庭開放 など
	伊勢原立正幼稚園	沼目6-1209	93-8992	1歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
	伊勢原山王幼稚園	三ノ宮468	95-4550	1歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
	伊勢原ひかり幼稚園	東大竹1377	92-8882	1歳	・未就園児クラス ・園庭開放 など
	伊勢原八雲幼稚園	板戸623	93-4950	5か月	・子育て相談事業 ・園庭開放 など
幼稚園型	伊勢原幼稚園	伊勢原3-10-5	95-0326	3歳	・未就園児クラス ・育児相談 など
	伊勢原白百合幼稚園	池端536	94-1192	2歳	・子育て支援事業 ・園庭開放 など
				3,4,5歳	
	しらゆり チャイルドガーデン	桜台1-4-2 たくみビル2F	93-0118	3か月	
				0,1,2歳	
	伊勢原みのり幼稚園	岡崎6994-3	93-2918	3歳	・未就園児教室 ・園庭開放 など
	中央マドカ幼稚園	高森446-1	93-7509	3歳	・未就園児クラス ・園庭開放 など
保育所型	大原こども園	桜台1-36-5	93-8925	8週経過後	・育児相談事業 ・園庭開放 など

※ 東海大学附属本田記念幼稚園は、令和7年度末で閉園のため、募集はありません。



小規模保育施設

対象年齢 0～2歳

担当：子ども育成課
☎ 0463-94-4641

市の認可事業として創設された施設です。
利用定員が19人以下と比較的小規模な環境で保育を行います。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢
きしゃぽっぽ	高森2-3-1	93-0012	2か月
ピュアキッズ大原	桜台1-15-27 Mビル1F	93-0812	8週経過後
駅前保育ルーム ぽっけ	伊勢原1-14-18 岩崎ビル101	74-5552	6か月
ほとふ伊勢原	伊勢原1-22-6 Kビル1F	97-2022	6か月



幼稚園

対象年齢 3～5歳

担当：子ども育成課
☎ 0463-94-4641

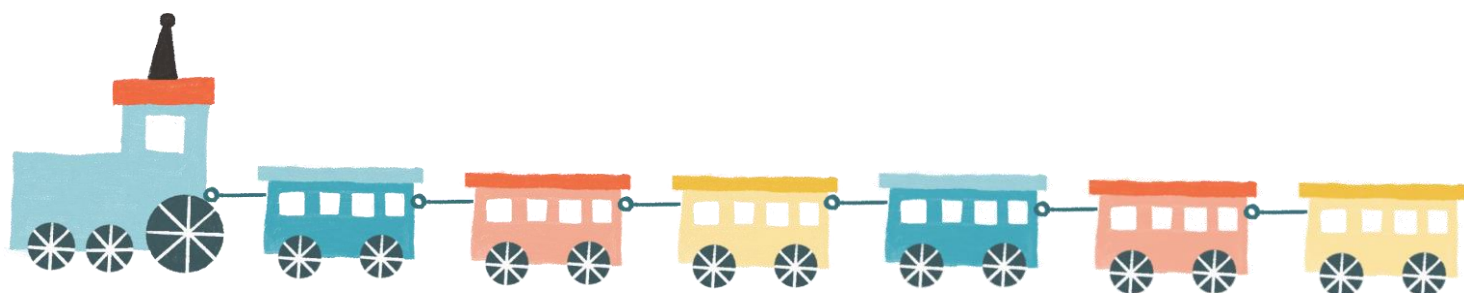
幼稚園の利用については、直接、園にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	受入年齢	預かり保育
成瀬幼稚園	高森2-19-12	93-1391	3歳	○

預かり保育

幼稚園に在園している園児で、保護者の就労や病気などで園の正規教育時間の前後に家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育します。申込は直接、実施園をお願いします。

お子さんを預けるなら





病気の発症時（急性期）から回復期にあつて、集団保育が困難な児童を一時的にお預かりします。利用に際しては、医師が発行する医師連絡票（有料）と利用料金等が必要となります。なお、利用日の前日までに予約（初回時登録）が必要です。緊急の場合はご相談ください。

施設名

伊勢原協同病院 病児・病後児保育室 ひまわり [田中345]

☎ 0463-94-2148 (FAX兼用)

対象年齢

- ・病児：生後6か月から小学3年生まで
- ・病後児：生後8週間経過後から小学3年生まで

利用時間

午前7時30分から午後5時まで

利用日数

1回あたり7日まで（原則）

ただし、初回申請3日間まで。以降、継続申請してください。

定員

1日6人（先着順）

利用料金

1人1日2,000円（その他昼食・おやつ代380円）





育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（支援会員）が会員となって、互いに協力し合い、地域の中で子育てを支援する有償ボランティア活動です。

利用方法

利用前に会員登録が必要です。利用希望の方はファミリー・サポート・センター事務局までご連絡ください。

会員条件

依頼会員：原則として、市内在住・在勤・在学で、3か月以上の乳児から小学6年生までの幼児および児童の保護者

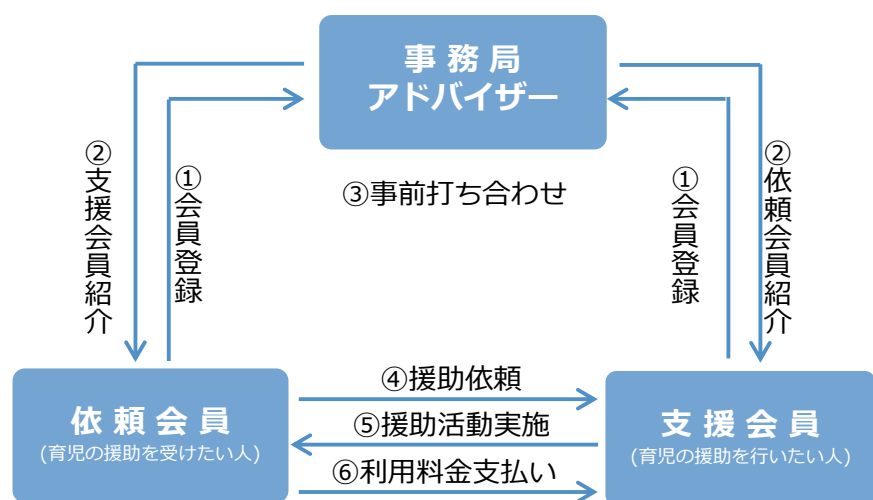
支援会員：市内在住で、子どもの育児や保育に理解と熱意がある健康な方（市が開催する援助活動に関する講習会を受講していただきます。）

※依頼会員、支援会員両方を兼ねることもできます（両方会員といいます）。

援助活動の内容

- ・保育・教育施設、小学校および学童クラブ等（以下「保育施設等」といいます。）の送迎
- ・保育施設等の開始時間まで、または終了後、子どもを預かること
- ・保護者の病気や冠婚葬祭などの場合に子どもを預かること
- ・その他会員の子育て支援のため、臨時的に子どもを預かること

ファミリー・サポート・センターのしくみ



- ① 利用前に、会員登録をします。
- ② ファミリー・サポート・センター事務局が、活動内容に合った会員を紹介します。
- ③ 依頼会員（子ども同伴）・支援会員・アドバイザーの三者で事前打ち合わせを行います。
- ④ 依頼会員は支援会員に依頼したい日を連絡します。
- ⑤ 支援会員による援助活動を実施します。
- ⑥ 依頼会員は支援会員に直接、利用料を支払います。

お子さんを預けるなら

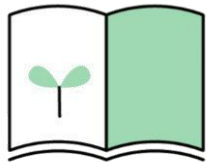
お子さん1人につき1時間当たりの料金

活動日	利用料金
月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	700円
土曜日・日曜日・祝日及び年末年始 (12/29～1/3) 並びに上記以外の時間帯	900円

お問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター事務局
所在地：田中323 市役所分室1階

☎0463-95-0728(直通)



小・中学生のお子さんには

子どもたちが安心して学校生活を送るための環境を整えています。

小・中学校で、お子さんが健やかに、楽しく、のびのびと生活できる環境づくりのために、お子さんご自身や保護者の方が利用できる支援制度があります。



要保護準要保護児童・生徒就学援助

担当：学校教育課

☎ 0463-74-5168

経済的な理由により、小・中学校へお子さんを就学させることが困難な家庭に対して、学校でかかる費用の一部を市が援助します。

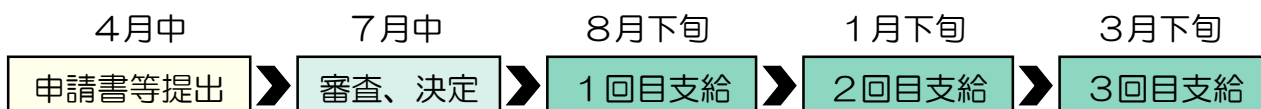
対 象

世帯の前年所得額が生活保護基準による最低生活費の一定基準以下の世帯

助成内容

区 分		学用品費	通学用品費	校外活動費	新入学学用品費	修学旅行費	学校給食費	体育用具費	医療費	めがね購入費
小 学 校	1年生	11,630円	-	所要額	54,060円	-	所要額	-	実費	15,000円 まで
	2~5年生	11,630円	2,270円	所要額	-	-	所要額	-		
	6年生	11,630円	2,270円	所要額	-	所要額	所要額	-		
	生活保護受給者	-	-	-	-	所要額	-	-	-	-
中 学 校	1年生	22,730円	-	所要額	63,000円	-	所要額	所要額	実費	15,000円 まで
	2年生	22,730円	2,270円	所要額	-	-	所要額	-		
	3年生	22,730円	2,270円	所要額	-	所要額	所要額	-		
	生活保護受給者	-	-	-	-	所要額	-	-	-	-

申請スケジュール





健康診断（小・中学校の各学年）

担当：学校教育課
☎ 0463-74-5168

学校保健安全法第11条および13条に基づき、小学校就学時および小・中学校の各学年において、健康診断を実施します。

対 象

- ① 小学校入学予定の未就学児
- ② 小・中学校の児童・生徒

利用方法

- ① 9月中旬頃に対象者に通知し、10月から11月に就学時健康診断を実施
- ② 各小・中学校にて健康診断を実施



就学相談

担当：教育センター
☎ 0463-74-5253
FAX 0463-95-7615

小学校入学を迎える児童で個別の配慮や支援を必要とするお子さんの就学に関する相談ができます。

対 象

年長児をもつ保護者

利用方法

就学相談は、教育センターにご連絡ください。
月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間でお受けしています。



教育相談（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー含む）

担当：教育センター
☎ 0463-94-8900
FAX 0463-95-7615

学校のこと（不登校、発達に関すること、友人関係等）や家庭教育等について、教育相談員や市内小・中学校に配置しているスクールカウンセラー、巡回しているスクールソーシャルワーカーに相談ができます。

対 象

市内在住、在学の児童・生徒本人やその保護者または教職員

利用方法

教育相談は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに教育センターでお受けしています。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの利用については、お子さんが在籍している学校に直接、ご連絡ください。



通級指導教室（ことばの教室・まなびの教室）

担当：教育センター
☎ 0463-74-5253

小学校の通常の学級に在籍する児童を対象とする通級制の指導教室です。

対 象

通常の学級に在籍する児童で、聞いたり話したりすることが苦手な児童や集団行動やコミュニケーションが苦手な児童

利用方法

お子さんの在籍する学校と相談のうえ、学校を通じて申込みを行い、入級審査の結果、入級を認められた児童が通級します。



子ども学習習慣づくり支援事業

担当：生活福祉課
☎ 0463-94-4726

対象となるお子さんに対し、大学生等による学習支援を行っています。
自由な雰囲気の中で、子どもたちはそれぞれのペースで学習習慣づくりに取り組んでいます。

対 象

生活保護受給世帯及び児童扶養手当を受けている世帯の小学校5年生から中学3年生



家庭教育講演会（保護者対象）

担当：社会教育課
☎ 0463-93-7500

公民館とPTA等が連携して、家庭教育に関する講演会を実施します。
講演会を通じて家庭教育について考える機会を持ち、地域全体で子どもを育てる意識を醸成します。

対 象

市内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者

利用方法

お子さんが通う小・中学校か各公民館へお申し込みください。
（各公民館の連絡先については、P20をご覧ください。）



小・中学生のお子さんには



放課後子ども教室（愛称：いせはら未来っ子クラブ）

担当：青少年課
☎ 0463-94-4647

児童の安全・安心な居場所として、地域住民の協力を得て行う教室です。地域と一体になった環境で他学年の児童と交流できることが特徴で、英語や漢字の学習のほか、バドミントンや卓球、工作や科学ショーなど、さまざまなプログラムを行います。

対 象

伊勢原小学校、石田小学校、竹園小学校、成瀬小学校、比々多小学校、大山小学校、桜台小学校、高部屋小学校に在籍する児童

利用方法

5月または6月に参加申込を受け付けます。

※ 参加費無料



教室の名称	実施場所	実施日時(下校時刻から受付)	
いせはら教室	伊勢原小学校 体育館、図書室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後2時35分 終了：午後4時15分
いしだ教室	石田小学校視聴覚室、 図書室、体育館	給食のある 月曜日の放課後	開始：1年生は1・2学期午後1時45分 2年生以上は午後3時 終了：午後4時15分
たけぞの教室	竹園小学校 多目的ルーム 図書室、体育館	給食のある 木曜日の放課後	開始：午後2時45分 終了：午後4時30分
なるせ教室	成瀬小学校 プレイルーム、 チャレンジルーム、 体育館	給食のある 木曜日の放課後	開始：午後2時40分 終了：午後4時30分
ひびた教室	比々多小学校 図書室、体育館	給食のある 水曜日の放課後 (最終週は金曜日)	開始：午後2時30分 終了：午後5時
おおやま教室	大山小学校図書室、 体育館、音楽室	給食のある 水曜日の放課後	開始：午後3時 終了：午後4時30分
さくらだい教室	桜台小学校体育館	給食のある 木曜日の放課後	開始：1年生は1学期のみ午後1時25分 2年生以上は午後3時 終了：午後4時30分
たかべや教室	高部屋小学校体育館、 6年なかよし	給食のある 月曜日の放課後	開始：1年生は午後1時20分 2年生以上は午後2時50分 終了：午後4時30分



放課後等に、親の就労等で保護者の育成を受けられない児童を、小学校の教室や児童館、保育所などで、集団による遊びなどを通じた生活指導等を行っています。

対 象

小学1年生から6年生までの児童で、保護者の就労や病気などで、放課後、家庭で保護者の育成を受けられない児童

開設時間

- ・登校日は、放課後から午後6時30分まで（午後7時まで延長可）
- ・土曜日および学校の長期休業日、振替日は午前8時から午後6時30分まで（午後7時まで延長可）

利用方法

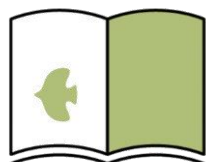
利用希望月の前の月の5日までに担当へお申し込みください（2月から4月入所は申込期限が異なりますのでご注意ください）。

対象学区	コミュニティクラブ名	開設場所	電話番号
桜台小学校区	桜台第1児童コミュニティクラブ	桜台小学校	92-1320
比々多小学校区	比々多第1児童コミュニティクラブ	比々多小学校	91-3641
	比々多第2児童コミュニティクラブ	比々多保育園	95-7911
緑台小学校区	緑台児童コミュニティクラブ	緑台小学校	92-5761
竹園小学校区	竹園児童コミュニティクラブ	竹園小学校	92-2521
伊勢原小学校区	伊勢原第1児童コミュニティクラブ	伊勢原小学校	91-4401
	伊勢原第2児童コミュニティクラブ	板戸児童館	95-2180
高部屋小学校区	高部屋児童コミュニティクラブ	高部屋小学校	96-6654
大田小学校区	大田児童コミュニティクラブ	大田小学校	96-6672
成瀬小学校区	成瀬児童コミュニティクラブ	成瀬小学校	92-2590
石田小学校区	石田児童コミュニティクラブ	石田小学校	92-4198
大山小学校区	大山児童コミュニティクラブ	大山小学校	95-2156

利用料金

利用料の名称	平日利用	土曜を含む利用	備考
児童育成負担金	月額4,500円	月額5,500円	午後6時30分まで利用可
おやつ代・教材費等	月額3,000円	月額3,500円	各クラブで集金
延長利用料	月額 500円		午後7時まで利用可 (事前申込みが必要です。)

※ 多子世帯やひとり親家庭等の世帯は、負担金減免の対象となる場合があります。



高校生以上のお子さんには

心身の成長とともに募る不安や悩みの解決・軽減を目指す支援があります。

思春期・青年期を迎えたお子さんは、それぞれに不安や悩みを抱えるものです。お子さんの自主性や自尊心を尊重しながら、保護者の皆さんとともに問題解決への支援を行っていきます。

困ったことや悩みごとがあったら、ひとりで抱え込まずに、相談してください！



青少年相談・ヤングテレホン

担当：青少年課
☎ 0463-94-4647

家庭や学校、友人関係の悩み、心配ごとや困ったことなどを相談員に相談できます。保護者からの相談も受けます。相談の内容によって、専門機関を紹介します。

対 象

市内在住、在学、在勤の29歳までの青少年とその保護者

利用方法

電話相談は月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時までにご連絡ください。メールでの相談も受けます。また、対面の相談は市LINE公式アカウントから予約できます。



相談ダイヤル（直通）
☎ 0463-94-1030

青少年用ヤングテレホン（直通）
☎ 0463-96-0800

相談メールアドレス young-soudan@isehara-city.jp
※平日の夜間や、土曜・日曜・祝日・年末年始などは、回答できません。



高校出前講座

担当：子ども家庭相談課
☎ 0463-94-4642

児童虐待の予防啓発を目的として、市内の高校の協力を得て、高校生を対象に妊娠、出産、子育てについての理解を深めてもらう出前講座を実施します。

講 座 内 容 （例）

児童虐待を未然に防止するために寸劇を交えて妊娠・出産の経過、相談機関の紹介、社会的制度などの内容を伝える

働きたいと考えている15歳以上のお子さんのために、
国・県・市が協力して支援を行っています。



神奈川県央地域若者サポートステーション

15歳から49歳までの無業の若者の就業を支援する事業で、相談、講座、企業実習など様々なメニューを提供しています。

対 象

本市をはじめ県央地域にお住まいの15歳から49歳までの無業の方

利用方法

月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前10時から午後5時までに利用予約をしてください。

問い合わせ

神奈川県央地域サポートステーション

住所：厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ7階（あつぎ市民交流プラザ7階）

☎ 046-297-3067



伊勢原市ふるさとハローワーク

地域に密着したハローワークの求人情報を公開し、求職者への職業の紹介・相談等を行っています。また、「求人検索用パソコン」が導入されており、希望する仕事をスムーズに検索することができます。

利用時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時30分まで

問い合わせ

伊勢原市ふるさとハローワーク

住所：伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階

☎ 0463-95-5652





ひとり親家庭等の方には

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のための各種支援があります。

ひとり親家庭等とは…母子家庭または父子家庭、寡婦（配偶者の無い女子で、かつて配偶者のない女子として20歳未満の子を扶養していたことのある方）家庭、養育者（父母どちらにも養育されていない20歳未満の児童を養育している祖父母等）家庭を指します。

母子父子福祉相談

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

母子・父子自立支援員が、離婚前の相談や母子・父子・寡婦（夫）・養育者家庭の生活全般、児童、生活援助などに関する相談に応じます。

利用方法

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後4時までに担当へご連絡ください。

おしえてクルリン 「ひとり親家庭等の福祉のてびき」を配布しています

子育て支援課では、ひとり親家庭等のさまざまな相談に応じています。母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の生活全般の相談を受け付けているほか、ひとり親家庭等の方が利用できる制度について体系的にまとめたパンフレットを窓口で配布しておりますので、ご利用ください。



児童扶養手当

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童を養育する方に対し、児童扶養手当を支給します。

対 象

- ①児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間の者。ただし、中度以上の障がいのある場合や定時制高校等に在学している場合は20歳未満まで）を監護するひとり親家庭等の父または母
- ②父または母に代わって児童を養育する方
（①、②ともに所得の制限があります。）

支 給 額

所得により、全部支給・一部支給の別があります。また、所得制限限度額以上（同居親族含む）の方は、手当が支給されません

監護する児童の人数	全 部 支 給	一 部 支 給
児童 1 人のとき	月額44,140円	月額44,130～10,410円
児童 2 人のとき	月額10,420円を加算	月額10,410～5,210円を加算
児童 3 人目から	1 人につき 月額6,250円を加算	1 人につき 月額6,240～3,130円を加算

※令和5年4月から手当額が変更されています。

また、支給額は物価変動等の要因により、改正される場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

ひとり親家庭等の方の通院・入院に係る費用（保険診療分の自己負担額）を助成します。

対 象

- ①児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間の者。ただし、中度以上の障がいのある場合や定時制高校等に在学している場合は20歳未満まで）を監護するひとり親家庭の父または母とその児童
- ②父または母に代わって児童を養育する方とその児童
（①、②ともに所得の制限があります。）

利用方法

対象となる方に福祉医療証を発行しますので、健康保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。なお、福祉医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

福祉医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
福祉医療証発行前に医療機関等を受診 （有効期間内の受診に限ります。）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに子育て支援課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 申請期限は、受診日の翌年の同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	

自立支援教育訓練給付金

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険制度などで指定された教育訓練を受講する場合に、受講料の一部を支給します。

対 象

母子・父子家庭の母または父（その他要件があります。また、事前相談が必要です。）

支 給 額

- ・対象講座の受講のために、支払った費用の60パーセントに相当する額（その60パーセントに相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は給付できません）
- ・雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、支払った費用の60パーセントに相当する額から当該給付金の額を差し引いた額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

母子家庭の母または父子家庭の父が、養成機関において1年以上の教育課程を修業する指定の資格を取得する際に、最長で3年間、給付金を支給します。

対 象

母子・父子家庭の母または父（その他要件があります。また、事前相談が必要です。）

支 給 額

課税状況により、支給額が変わります。

給 付 金 の 種 類		高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
支 給 額	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (申請者と同一世帯に属する方の課税状況も対象になります。)	月額100,000円	50,000円
	市 町 村 民 税 課 税 世 帯 (申請者と同一世帯に属する方の課税状況も対象になります。)	月額70,500円	25,000円
支 給 期 間		修業期間中の全期間 (上限3年)	養成機関を修了後 (1回限りの支給)

いずれの給付金を受ける場合も、母子・父子自立支援員への事前相談が必要です！

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

☎0463-94-4633（直通） 平日 9:00～16:00



ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4633

ひとり親家庭等で、病気などにより一時的に家事や育児が困難になったときや、小学校就学前の児童がいる家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなるなど定期的に援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。

対 象

母子・父子・寡婦（夫）・養育者世帯の方

支 給 額

事前相談が必要となりますので、担当までお問い合わせください。
（所得に応じた自己負担があります。）

やすらぎサービス

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

虚弱な方や身体の不自由な方、ひとり親家庭の方など、日常生活で困っている方の負担を軽くするため、市民の参加と協力により、家事援助や身体介護などのホームヘルプサービスを利用できます。詳しくは、担当までお問い合わせください。

ひとり親家庭援護事業

担当：伊勢原市社会福祉協議会
☎ 0463-94-9600

ひとり親家庭の中学校卒業生に対して、祝品を支給します。
詳しくは、担当までお問い合わせください。

ひとり親家庭等入学支度金

担当：子育て支援課
☎ 0463-94-4633

小学校・中学校入学児童を養育するひとり親家庭等の方に対し、入学支度金を支給します。

対 象

養育する児童が小学校・中学校に入学する年の1月1日現在、本市に住所を有する児童扶養手当受給世帯、又はひとり親家庭等医療費助成医療証交付対象世帯

支 給 額

小学校入学児童：一人につき10,000円
中学校入学児童：一人につき12,000円
※所得制限限度額以上（同居親族含む）の場合は、制度の利用はできません。



母子父子寡婦福祉資金

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

母子・父子家庭や寡婦家庭の経済的自立や子どもの福祉向上のため、貸付目的に応じた資金を低利または無利子で貸し付けます。

※県の実施事業です。受付等を市が行います。

対 象

- ① 母子・父子家庭の場合
 - ・ 20歳未満の児童を扶養している母および父とその児童
 - ・ 20歳未満の父母のいない児童
- ② 寡婦家庭の場合（所得の制限があります。）
 - ・ 20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性
 - ・ 子を扶養していない寡婦および40歳以上の配偶者のいない女性で、母子家庭の母および寡婦以外の方

利用方法

母子・父子自立支援員との事前相談が必要となります。また、貸付目的に応じ、貸付金額や貸付方法、申請に必要な書類等が異なります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

☎0463-94-4633（直通） 平日 9:00～16:00

上・下水道料金の減免

児童扶養手当等を受給されている方について、上・下水道の基本料金を減免します。

- 上水道に関する問い合わせ先・・・厚木水道営業所 ☎046-224-1111
- 下水道に関する問い合わせ先・・・伊勢原市下水道経営課 ☎0463-92-3031

通勤用 J R 定期券割引

担当：子育て支援課

☎ 0463-94-4633

児童扶養手当を受給されている方について、J R 通勤定期乗車券が3割引になります。市役所子育て支援課で申請が必要ですので、希望される方は担当までお問い合わせください。

伊勢原市ひとり親福祉協会（マーガレット）

母子・父子・寡婦家庭の親睦を図り、学びあいながら暮らしやすくしていくための会（自助グループ）です。各種の講習会や支援制度、行事や情報交換などを通じて、ひとりでは解決の難しい課題にも仲間が協力して取り組み、それぞれの家庭の幸せと子どもたちの明るい未来のために活動しています。

- 入会に関する問い合わせ先・・・hitorioya.i@gmail.com



障がいのあるお子さんには

障がいのあるお子さんの自立と社会参加をサポートしています。

障がいのある方やその家族など、日常生活をする上でのさまざまな相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

障害者手帳

初めて手帳の交付を申請する場合は、必要書類を担当まで提出してください。
すでに手帳をお持ちの方も、申請内容に変更があった場合は、担当に届出が必要です。

身体障害者手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

身体障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
身体障害者手帳は、障害の程度によって1級から6級までに区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・肝臓機能・呼吸器機能・ぼうこうまたは直腸機能・小腸機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいのある方

療育手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

知的障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。療育手帳は、A1、A2、B1、B2に区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

児童相談所または総合療育相談センター（知的障害者更生相談所）で、知的障がいと判定された方

精神障害者保健福祉手帳

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

精神障がいがある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。
等級は1級から3級に区分されます。
※県が発行します。受付等を市が行います。

対 象

精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から6か月以上経過している方



伊勢原市福祉手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

毎年4月1日現在で、市内に居住している身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給します。

ただし、施設に入所している方および障害児福祉手当（P53）、特別障害者手当、福祉手当（経過措置）を受給している方は支給されません。

対象及び支給額

障がいの程度	年 額
① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数35以下（A 1・A 2）の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方	25,000円
① 3・4級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数50以下（B 1）の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級の方	17,000円
① 5・6級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数75以下（B 2）の方	9,000円



特別支援学校在学者福祉手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

特別支援学校に在学している障がい児者に対して手当を支給します。

対 象

市内に居住する障がい児者で、学校教育法第72条に規定する特別支援学校に在学する方

支 給 額

小学部以下：年額48,000円 中学部以上：年額57,000円





特別児童扶養手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

知的障がい、身体障がいまたは精神障がいの状態等にある児童（満20歳未満）を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給します。ただし、公的年金の給付を受けている場合や施設に入所している場合、また、所得が一定額を超える場合は支給されません。

※県の実施事業です。受付等を市が行います。

対 象

重度または中度の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって養育する方

支 給 額

重度障がい児：【令和5年4月から】月額 53,700円

中度障がい児：【令和5年4月から】月額 35,760円



障害児福祉手当

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

身体障がい、知的障がいまたは精神障がいのある20歳未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。ただし、この手当を受給した場合、伊勢原市福祉手当は支給されません。

対 象

日常生活で常に介護を必要とする状態にあり、別に定める障がいが1つ以上あるか、それと同程度以上の状態にあり、次のすべてに該当する方

- ① 20歳未満であること
- ② 在宅であること（施設に入所していないこと）
- ③ 障がいを支給事由とする他の公的年金などを受けていないこと
- ④ 年間所得が基準以下であること

支 給 額

【令和5年4月から】月額 15,220円



おしえてクルリン 障がい福祉制度利用ガイドブック

障がい福祉課では、障がいのある方やお子さんのさまざまな相談に応じています。障がいのあるお子さんを育てている方が利用できる制度について、市が自主的に行っている取組だけでなく、国や神奈川県が実施している制度についてまとめた冊子「障がい福祉制度案内ガイドブック」を窓口で配布しておりますので、ご利用下さい。





小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

小児慢性特定疾病児童等に対し日常用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

対 象

小児慢性特定疾病児童等

自己負担

所得に応じた負担があります。



自立支援医療（育成医療）

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がい除去または軽減するために治療を受けた場合、医療費の助成を受けることができます（事前申請が必要です）。

対 象

18歳未満で次の身体障がいのある児童（確実な治療効果が期待できるものに限ります。）

- ① 肢体不自由
- ② 視覚障がい
- ③ 聴覚、平衡機能障がい
- ④ 音声言語、そしゃく機能障がい
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障がい
- ⑥ ⑤を除く先天性の内臓機能障がい
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

自己負担

原則として、医療費の1割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて1か月の負担上限額が決定されます）。なお、市町村民税所得割額が基準以上の場合は、制度の対象外となる場合があります。

おしえてクルリン「はぐくみサポートファイル」ってなに？

はぐくみサポートファイルは、お子さんがよりよく成長していくことを願って作られたものです。お子さんの成長・発達の記録や日頃の様子などを記録していくことで、入園や入学などライフステージが変化しても、切れ目のない支援につなげることができます。



配布場所：障がい福祉課、子育て支援課
子ども家庭相談課

ファイルのポケットに母子健康手帳を入れることができます。
また、書類は追加して保存できます。



重度障がい者の方が医療機関を受診する場合に、保険診療分の自己負担額を助成します（入院時食事療養費は対象外です）。精神障害者保健福祉手帳の方は、通院医療の保険診療分の自己負担額を助成します。

対 象

次のとおりです（前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額（本人の所得が扶養親族がいらない場合は年間360万4千円）以上の方は助成の対象外になります）。

- ① 1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 知能指数が35以下の方（療育手帳A1、A2の交付を受けている方）
- ③ 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数が50以下の方
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（通院医療費のみ助成）

※65歳以上で平成27年4月1日以降、新たに障害者手帳の交付を受けた方は対象となりません。

利用方法

対象となる方に医療証を発行しますので、健康保険証とともに医療機関等の窓口で提示してください。

なお、医療証が使用できないケースでの手続きは、次の表のとおりです。

医療証が使用できないケース	手 続 き 方 法
医療証発行前に医療機関等を受診（有効期間内の受診に限ります。）	一旦、自己負担していただき、領収書（保険点数、受診者名が記載されているもの）を必要書類とともに障がい福祉課に提出し、払い戻しの手続きをしてください。 後日、指定された口座に保険診療分の自己負担額を振り込みます。 申請期限は、受診日の翌年の同月末日までです。
神奈川県外の医療機関等を受診	

おしえてクルリン

災害時に備えていますか

病気や障害のあるお子様や家族が災害時に備えて活用することが出来るガイドブックやリーフレットが公益社団法人 神奈川県看護協会のホームページに公開されていますので、ぜひご活用ください。



各種サービス



障害福祉サービス

担当：障がい福祉課

☎ 0463-94-4720

障がいのある方が利用できるサービスです。介護や機能訓練などのサービスを利用した時に、かかった費用の9割を支給します。

対 象

身体障害者手帳取得者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等

サービスの名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴・排泄・食事の介護などを行います。
行動援護	著しい行動障がい有し、常に介護を必要とする方に対し、移動の介護を行います。(知的障がい者児、精神障がい者)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出する際に必要な援助を行います。
短期入所	介護者の疾病等により介護が困難な場合、一時的に施設に入所することができます。
重度訪問介護	常に介護が必要な方に対して、入浴、排泄、移動などの介護を総合的にを行います。
療養介護	医療を要し、かつ、常に介護が必要な方に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に対し、主に日中、障害者支援施設等で行われる身体介護や創作活動、生産活動等の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方で、その必要度が著しく高いものに対して、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する方に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事等の介護を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居における相談や入浴・排泄等々の日常生活上の世話や援助を行います。
自立訓練	有期プログラムにより、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な方を対象とし、継続的な就労支援を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院に長期入院している方に対し、地域での生活をするために、住居の確保やその他の活動に関する相談を行います。
地域定着支援	退所・退院するなどして居宅において単身で生活する方に対し、連絡体制を確保し、緊急の相談等に対応します。

自己負担

原則として、利用したサービス費用の1割と、施設等を利用している方は、食費や光熱水費などの実費を負担していただきますが、所得の低い方等には、さまざまな軽減措置があります。

障がいのあるお子さんには



障がいのあるお子さんが専門的な訓練等を利用できるサービスです。

対 象

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい児
- ② 特別児童扶養手当受給者
- ③ 特別支援級または特別支援学校在籍の方
- ④ 自立支援医療（精神）を受給している方
- ⑤ 上記以外の場合は、医師による診断書または意見書によって、療育の必要性が認められた児童

サービスの名称	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児等の重度障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

自己負担

原則として、利用したサービス費用の1割を負担していただきます（保護者などの世帯の所得に応じて、負担が軽減される場合があります）。





障害児相談支援事業所

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

障がい児の日常生活や障害福祉サービスなどの相談をお受けします。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	受付時間	休み
伊勢原市児童発達 支援センター おおきな樹	伊勢原市伊勢原 1-24-15	79-5365	午前9時～午後5時	日・祝日 土(第2・4)
こども教室・あん	伊勢原市岡崎6773-6	74-5088	午前9時30分～午後5時	土・日 祝日
サポートセンター ひこうせん	伊勢原市下糟屋95-4	26-3118	【平日】午前9時30分～午後5時30分 【土曜】午前9時30分～午後3時30分	月・日
しあわせハート 相談室	伊勢原市串橋151	71-5131	【平日】午前10時～午後5時 【日曜】午前10時～正午	土・祝日
しせん相談室	伊勢原市桜台4-5-20	94-3846	午前9時～午後4時30分	土・日 祝日
相談支援事業所 JOYさぽーと伊勢原	伊勢原市板戸377-3	74-4194	午前9時～午後5時	日・月 年未年始
toiro 伊勢原	伊勢原市伊勢原4-13-4 菊池店舗1階	20-8496	午前10時～午後6時	土・日
ファミリー・サポ- ト湘南	伊勢原市高森1845 ウラタビル504号室	79-6418	午前9時～午後6時	土・日 年未年始



レスパイトサービス

担当：障がい福祉課
☎ 0463-94-4720

知的障がい児者がいる家庭の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養うため、市内事業所で一時的（夏休み、冬休み（年未年始を除く）、春休み）に預かり、養育や介護を行います。

対 象

市内在住の小学生以上の知的障がい児者を持つ家族

自己負担

4時間まで：500円 4時間超：1,000円※ 生活保護世帯などは無料
(おやつ代100円 ※お弁当は持参)



障がいのあるお子さんには



障がい者の社会参加と自立を促進する目的で行う事業です。地域の特性や利用者の状況に応じて、市が自主的に取り組んでいます。

対 象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
※各事業によって異なります。

事業の名称	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚等に障がいがある方の意思疎通を図るため、公共機関や医療機関などに手話通訳者または要約筆記者を派遣します。また、市障がい福祉課窓口にて毎週月曜日と木曜日の午後と火曜日と金曜日の午前中、手話通訳者を設置します。
移動支援事業	主に全身性障がい、知的障がい、精神障がい、難病がある方で、外出が困難な人に対して移動の支援を行います。
重度障害者移送サービス（やまどり号）	重度障がい者の公共機関や医療機関への移動手段を確保するために、リフト付きハンディキャブ「やまどり号」を運行します。
日中一時支援事業	介護者等の一時的な休息と日中の活動の場を提供します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障がい者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある方に対し、日常生活の便宜を図る目的で、福祉用具等を給付します。 （特殊寝台、入浴補助用具、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用体重計、聴覚障がい者用屋内信号装置、透析液加温器、FAX、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストマ用装具等）※介護保険制度の利用が優先となります。
訪問入浴事業	家庭や施設での入浴が困難な重度の障がい者の、保清や家族の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。※介護保険制度の利用が優先となります。
自動車改造費の助成	身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドルやアクセルなどを改造する費用の一部を助成します（限度額10万円、所得制限あり）。
自動車運転免許取得費の助成	下肢などの重度障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。（限度額10万円）上肢1級、体幹1～3級、下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸1～4級の方が対象となります。

自己負担

利用するサービス毎に自己負担額が異なります。



医療機関

※診察時間や診療内容は各医療機関へお問い合わせください。

病院

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
伊勢原協同病院	田中345	☎94-2111	東海大学医学部付属病院	下糟屋143	☎93-1121
伊勢原日向病院	日向541-1	☎96-1100			

内科・小児科診療所

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
秋澤医院	石田605-1	95-0681	坂間医院	神戸538	95-0068
東内科医院	桜台4-12-11	93-1311	桜台こどもクリニック	桜台1-1-14 第2牧野ビル4F	94-7871
飯塚医院	伊勢原2-5-16	95-0021	須藤医院	桜台1-7-29	95-0650
伊勢原石田内科クリニック	高森1325	92-6771	誠知クリニック	沼目5-19-8	91-1005
伊勢原サンクリニック	東大竹279-1	98-1520	武田クリニック	伊勢原2-2-15	96-1024
市川こどもクリニック	東大竹1544-3	86-5665	野地医院	高森3-2-9	93-4114
井上医院	伊勢原3-19-21	95-0067	比企野小児科医院	伊勢原3-3-2	95-0380
鶴川医院	上粕屋1765	91-0707	ひまわりクリニック	石田224-11	90-2203
おのぼり小児科・アレルギー科クリニック	池端182-1	92-8080	ホームオン伊勢原クリニック	桜台1-10-9 桐谷ビル1階	75-9275
梶山内科クリニック	伊勢原3-16-2	97-2882	松井小児科医院	伊勢原1-3-34	92-7721
片山医院	高森2-3-7	95-0030	松木内科消化器科クリニック	桜台1-20-10	90-3311
神奈川中央あきばクリニック	板戸80	97-2620	山田内科胃腸科クリニック	板戸897-1 マンションスリカ101	91-2826
KK クリニック	伊勢原1-18-14 湘南川第一ビル1F	74-6498	湯浅クリニック	伊勢原1-32-17	91-5522
坂下医院	八幡台1-14-1	95-2222	吉澤医院	上粕屋351-1	95-0063

外科診療所

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
伊勢原たかはし整形外科	沼目3-13-28	90-2422	増田整形外科	桜台3-5-27 増田ビル	95-8201
伊勢原駅前クリニック	桜台1-2-13	95-5011			

その他の診療所

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
いせはら桜台眼科	桜台1-15-4	93-6663	サテライトクリニック伊勢原	伊勢原1-3-18 313ビル2F	96-1916
伊勢原すずき耳鼻咽喉科	桜台2-25-23	97-3387	メンタルクリニックさとう	桜台3-2-23	94-2870
伊勢原ペインクリニック	伊勢原1-16-8 KOIZUMI BLD II 1F	79-8114	杉山メンタルクリニック	板戸438-3	95-5776
いせはら泌尿器クリニック	桜台2-1-25 くろビル3F	97-7772	すずき眼科クリニック	東大竹1541-1	93-1341
伊勢原まごころクリニック	伊勢原1-16-1 第二原富ビル201号	73-7091	たかはし眼科クリニック	伊勢原1-21-24	98-1333
宇津見耳鼻咽喉科医院	伊勢原1-4-23	93-9084	つづき脳神経外科・内科	桜台3-4-13	75-9872
おおたレディースクリニック	伊勢原2-2-12	93-0383	もりもと医院	桜台1-22-15 サハヤ伊勢原1F	92-3323
かとうひふ科医院	東大竹1-367-8	93-5730	やはたウィメンズクリニック	東大竹1539-1	98-1103
河辺クリニック	桜台1-20-10	92-8707	山本皮フ科医院	石田604-1 前田ビル1F	92-5467
眼科根崎医院	伊勢原2-2-26 今井ビル	97-3533			

伊勢原市休日夜間急患診療所（内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科(当番日)）

医療機関名	所在地	電話番号
伊勢原市休日夜間急患診療所	伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ内	93-5019

かながわ小児救急ダイヤル

- ブッシュホン回線・携帯電話 【#8000】
- #8000を利用できない場合 【☎045-722-8000】
- 相談時間：毎日18:00～24:00

歯科

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
あやめ歯科医院	沼目5-19-10	90-1511	相馬歯科医院	高森2-6-22	93-6818
石倉歯科医院	東成瀬12-6 J-1東成瀬2F	95-4118	たいよう歯科	東大竹1-13-4 ハースタイル仏三喜2F	73-7778
伊勢原駅前歯科医院	桜台1-4-2 たぐみビル3F	95-6815	たかはし歯科	桜台2-22-1 不二ビル201	94-8888
伊勢原すずき歯科	桜台3-5-27 増田ビル2F	91-0520	竹下歯科医院	桜台2-15-6	94-8240
いせはらひだまり歯科 クリニック	桜台1-3-3 いせはらcoma 2F	73-8241	中央歯科医院	伊勢原1-11-3	93-4321
井上歯科クリニック	東成瀬34-23 ジェネラル1F	91-7164	つじむら歯科医院	小稲葉2204-1	95-8214
岩田歯科医院	八幡台1-14-5	96-0082	デンタルクリニック・ ピュア伊勢原	板戸267-6	93-1846
大塚歯科医院	白根484	93-7200	中島歯科医院	板戸772-2	96-0106
大野歯科医院	伊勢原3-11-7	95-0155	新倉歯科医院	板戸403	95-0345
小田歯科医院	板戸155-4	92-4618	にしごり歯科医院	下糟屋3022-1	72-8201
かすみ橋歯科	大山323	79-8215	ハート歯科	桜台1-11-24	96-0808
カマタ歯科医院	高森3-12-41	94-0600	はぎわら歯科医院	小稲葉100-12	92-6449
菊池歯科医院	東大竹282-2	95-8241	はせがわ歯科	笠窪382-1	92-6550
北村歯科クリニック	白根630-1 イオン1F	91-6480	ハマダ歯科医院	桜台1-34-1 桜台ビル2F	93-7441
清田歯科医院	伊勢原2-1-5 久能ビル2F	93-4180	はらだ歯科診療所	沼目3-36-10	93-7729
きんすけ歯科	坪ノ内245-17	96-1182	はらだ歯科市役所前診 療室	伊勢原4-635-1 マサビル1F	92-1461
久保田歯科医院	田中66-1	91-0648	藤井歯科医院	石田604-1 前田ビル2F	91-1182
越光歯科医院	伊勢原2-4-26 越光ビル2F	93-6511	ふなき歯科	石田224-1	93-3335
近藤歯科医院	伊勢原3-6-2	95-0023	まるも歯科	石田595 代田ビル2F	93-6231
さくら歯科クリニック 伊勢原	白根536-1	97-5885	みのり歯科医院	石田682	96-0118
桜台歯科クリニック	桜台1-8-1 イトコビル4F	96-1188	みやけ歯科	上粕屋696-10	95-5454
歯科伊藤医院	西富岡1110-1	93-2705	向笠歯科医院	田中973-8 セリアビル1F	95-8041
シズメ歯科医院	桜台1-2-30 三協ビル3F	93-6464	ゆめの森歯科	桜台4-23-22	73-8885
鈴木歯科医院	石田1499-9	93-8222	ゆめの森デンタルオ フィス 伊勢原駅前	桜台1-2-7 菅沼ビル1F	74-5295
鈴木矯正歯科クリニック	石田668-1 石井第2ビル3F・B	91-6821	ルミエール歯科	伊勢原1-14-9	95-8826

休日歯科診療所

医療機関名	所在地	電話番号
伊勢原市休日歯科診療所	伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ4F	95-3121

薬局・薬店

医療機関名	所在地	電話番号
快気堂薬局	伊勢原1-16-4	95-0234
神仙堂調剤薬局	伊勢原2-2-6	94-2771
神仙堂調剤薬局 駅前店	伊勢原2-1-5	75-9123
望星本町薬局	伊勢原3-2-4	92-1193
ムウ薬局 伊勢原店	伊勢原3-19-23-102	94-8393
薬師桃林堂薬局	伊勢原1-18-3	90-2701
リブラ薬局 伊勢原店	伊勢原2-3-1	90-1556
リブラ薬局ひまわり店	伊勢原2-5-35	63-1830
くすりの神農桜台店	桜台1-22-5 A号	92-0001
さくら台薬局	桜台3-5-23 デパート産興101号	95-8281
中央堂伊勢原薬局	桜台1-2-1	95-2188
中央堂桜台薬局	桜台3-1-14	93-9345
中央堂みどり薬局	桜台2-1-29	90-5666
原之宿調剤薬局	桜台3-14-27 ビル1F	95-8595
やまどり薬局	桜台1-19-1	96-1350
調剤薬局日本メディカルシステム伊勢原店	桜台1-2-34 伊勢原大神宮ビル1F	74-6395

医療機関名	所在地	電話番号
あさひ薬局	神戸537	91-0909
石田薬局	石田667-1	97-2511
なかよし薬局高森店	石田222-4	90-2311
アクタ薬局 高森店	高森1296-3	92-6115
なかよし薬局 みらいが丘店	高森2-3-2	96-5333
片町薬局	上粕屋403-16	95-2163
快気堂薬局上粕屋店	上粕屋227-8	97-6003
高野薬局	沼目5-18-23	92-1032
中央堂西沼目薬局	沼目3-11-19	90-1693
スカイ薬局	池端184-1	90-3233
たかはし薬局	板戸891-1	96-0104
中央堂八幡台薬局	八幡台1-14-16	91-6093
なかよし薬局 東大竹店	東大竹1545-3	92-1123
望星薬局	下糟屋96-2	94-4193
くすりのワダ	小稲葉257-1	92-6000
ヤグチ薬品	田中256-1	92-5201
そうごう薬局伊勢原店	田中292-1	97-4001

休日夜間薬局

医療機関名	所在地	電話番号
伊勢原市休日夜間薬局	伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ2F	95-7551



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

あなたのそばで、みんなが応援しています ✨
You are not alone. We are all with you.



伊勢原市公式イメージキャラクター クルリン

クルリン子育てサポートいせはら

令和5年10月発行

発 行

伊勢原市 子ども部 子育て支援課

〒259-1188 伊勢原市田中348番地 市役所1階9番窓口

TEL : 0463-94-4633 (直通)